

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成30年3月8日

長野県知事 阿部 守一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
更埴漁業協同組合	千曲市上山田温泉2丁目11-3	内共第1号

2 変更の内容

第6条第1項第2号の表の小学生以下の者の項中「小学生」を「中学生」に改め、同表の中学生の項を削る。

3 変更後の遊漁規則の施行日

平成30年4月1日

園芸畜産課